平成２５年（フ）第１７４８号
愛知県小牧市中央３丁目131番地　サンライズマンション202号、従前の住所愛知県小牧市常普請１丁目303番地
破産者　マル幸水産こと　竹田　幸男
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３３号
愛知県春日井市月見町80番地　東雲302
破産者　中野　郷士
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９１号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地111
破産者　大野　　昇
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３４０号
大阪府四條畷市南野１丁目15番22号
破産者　佐倉　光興
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８号
大阪市福島区吉野４丁目７番16号
破産者　柴崎　忠則
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９号
北九州市門司区奥田４丁目３番11―503号
破産者　安田　郁雄
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６８号
北九州市八幡東区宮の町２丁目15番12号
破産者　大住　俊幸
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６５号
岩手県北上市上江釣子19地割129番地８アーバンコート101、旧住所岩手県盛岡市西青山３丁目32番５号
破産者　田村　道明
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４０号
愛媛県喜多郡内子町河内753番地
破産者　成岡　弘章
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１２３号
宮崎県延岡市北方町北久保山子3994番地１
破産者　福谷　耕三
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１９７９号
名古屋市港区小碓４丁目90番地　第２コーポ明利215号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目97番地の２
破産者　田村　誠子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０５号
福岡市中央区平尾５丁目16番38号
破産者　高武　奈美
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４３号
福岡市西区姪浜駅南１丁目２番10―206号
破産者　楢崎　拡美
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５２号
札幌市白石区栄通６丁目12番45号　メゾン南郷10号
破産者　三浦　清隆
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９８号
新潟市中央区沼垂東６丁目２番９号　ホーリーウィット102号、前住所新潟市西蒲区巻甲606番地２
破産者　伊藤　博明
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６８号
福岡県春日市上白水２丁目74番地メゾンＹＳ203号
破産者　中山　廣敏
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６００号
東京都練馬区旭町１丁目10―９　コーポフローレス203号、住民票上の住所福岡市南区平和２丁目１番11号
破産者　内田　一夫
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部